

●香川県告示第590号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年12月28日から平成20年1月18日まで一般の縦覧に供する。

平成19年12月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 津田川島線（2号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市大川町田面字上碎石2946番2地 先から さぬき市大川町田面字千婆獄3354番1地 先まで	9.3~80.0	364	平成8年香川県告示第504号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成19年12月28日